

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成17年3月9日

上益城地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成17年3月22日 火曜日
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
上益城郡御船町御船791
クレインパレス2階イベントホール
- 3 議題
(1) 上益城地域保健医療計画について
ア 市町村合併に伴う計画の見直しについての報告
イ 各団体の平成15年度の取組状況について
(2) 保健福祉環境の概要について
(3) 救急医療専門部会（健康危機管理推進会議）実施報告
(4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、傍聴希望者名簿に氏名住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室する。
(2) 傍聴の受付は原則として先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本県上益城郡御船町辺田見400番地
熊本県上益城地域保健医療推進協議会事務局
(熊本県御船保健所総務企画課)
(電話 096 - 282 - 0016)

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月9日

熊本県人事委員会委員長 松尾隆樹

熊本県人事委員会規則第6号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
別表一部事務組合の表中蘇陽町清和村病院組合及び矢部町外二ヶ町村衛生施設組合の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月9日

熊本県人事委員会委員長 松尾隆樹

熊本県人事委員会規則第7号

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の任用に関する規則（昭和46年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第26条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職

第30条中「第5号」を「第6号」に改める。

第37条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第26条第6号に規定する職への採用の選考を行うこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月9日

熊本県人事委員会委員長 松尾隆樹

熊本県人事委員会規則第8号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会

規則第6号)の一部を次のように改正する。

第21条第3項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月9日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第9号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の管理職手当に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表警察の部警察署の款中「大津警察署長」を「大津警察署長 人吉警察署長」に改める。

附 則

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月9日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第10号

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則(昭和46年熊本県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表警察の部中「菊池市大字重味」を「菊池市重味」に改め、同表教育庁の部中「菊池市大字原」を「菊池市原」に改める。

附 則

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月9日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第11号

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則(昭和38年熊本県人事委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「職員」の次に「(同条第4号に掲げる臨時職員については、育児休業法第6条第1項第2号の規定により任用され、引き続き同項第1号の規定により採用された職員(以下「育児代替職員」という。))で、当該職員として基準日に在職している者又は基準日前1箇月以内に、退職し、若しくは失職し、若しくは死亡した者を除く。」を加える。

第6条第1項第1号中「第2条第2号アからエまでに掲げる者」の次に「(基準日前1箇月以内に退職し、又は失職した育児代替職員を含む。))」を加える。

第11条第2項第1号中「職員」の次に「(同条第4号に掲げる臨時職員については、育児代替職員で、当該職員として基準日に在職している者又は基準日前1箇月以内に、退職し、若しくは失職し、若しくは死亡した者を除く。))」を加える。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月9日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第12号

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年熊本県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項第2号中「地方公営企業等労働関係法適用職員等(勤務時間条例第12条第1項第3号に規定する地方公営企業等労働関係法適用職員等をいう。以下同じ。))」を「、地方公営企業等労働関係法適用職員等(勤務時間条例第12条第1項第3号に規定する地方公営企業等労働関係法適用職員等をいう。以下同じ。))」に、「、引き続き新たに職員となったもの」を「あって引き続き新たに職員となったもの又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用